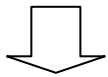


## 茅ヶ崎市立小学校給食における食物アレルギー対応の流れ

\*小学校給食での特別な配慮（除去・代替え食等）及び、エピペン®所持を希望する場合は、各小学校の新入学児童保護者説明会にて、お申し出ください。

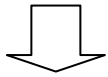
① 対応の申請 新入学児童保護者説明会にて学校より必要な書類を受け取ってください。

\*学校での給食対応およびエピペン®所持にあたっては、「食物アレルギーに関する調査票」「学校における緊急時のアドレナリン自己注射薬（エピペン®）の注射依頼書」「学校生活管理指導表」などを提出していただきます。



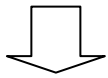
申請時期	1. 新一年生 : 新入学児童保護者説明会にて必要書類を配布 2. 進級時 : 継続の方へは学校より確認があります。 3. 新規発症・転入 : 随時学校へ相談してください。
------	--

② 個別面接 保護者との個別面接により対応方法を検討します。（新規の場合面接は必須）



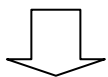
面接参加者	保護者（対象児童） 校長もしくは教頭 栄養教諭もしくは学校栄養職員 養護教諭 学級担任 など
-------	---

③ 対応実施の決定 校長が対応の実施を決定し保護者へ決定通知を出します。



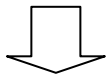
④ 受け入れ体制の確認 関係職員により役割分担や緊急時の対応などを検討し決定します。

\*食物アレルギー緊急時対応マニュアル（神奈川県教育委員会）を基に緊急時の対応を検討します。



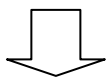
関係職員	校長、教頭、共同調理場長、栄養教諭、学校栄養職員、 養護教諭 学級担任 給食担当教諭、学校給食調理員ほか
------	---

⑤ 情報の共有 全教職員に必要な情報を周知します。



必要に応じて、緊急時や校内での対応など具体的な内容の調整を実施します。

⑥ 対応開始 学校給食での食物アレルギー対応を開始します。



必要に応じて、具体的な内容の調整を実施します。  
対応を終了する場合は、終了届の提出をおねがいします。

⑦ 確認と見直し 年1回、3月から4月頃に、対応内容の確認と見直しを実施します。

除去食等を継続して実施するにあたっては、年1回以上、主治医の診断を受けるようお願いいたします。

なお、この対応の流れは、学校事情により変更する場合があります。